

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件（以下「本人確認告示」という。）の一部を改正する件（国税庁告示第十二号）」の概要

- 1 令和五年度税制改正により、以下のとおり本人確認告示の改正を行うものである。

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第一項第一号の規定の改正に伴い、本人確認告示の規則第三条第二号ニ第三欄において移動端末設備用利用者証明用電子証明書及び移動端末設備用署名用電子証明書による認証方法を新設する。

- 2 上記の本人確認告示は、令和七年一月一日から適用する。